

留 監 第 9 8 号

平成 2 9 年 8 月 2 3 日

留萌市長 高 橋 定 敏 様

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹

留萌市監査委員 坂 本 守 正

平成 2 8 年度健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 8 年度健全化判断比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

平成２８年度健全化判断比率審査意見書

１ 審査の対象

平成２８年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類。

２ 審査の期間

平成２９年８月９日から平成２９年８月２２日

３ 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４ 審査の結果

(１) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成２８年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－　％	13.81　％	20.0　％
連結実質赤字比率	－　％	18.81　％	30.0　％
実質公債費比率	16.5　％	25.0　％	35.0　％
将来負担比率	86.3　％	350.0　％	－　％

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料 1）からもわかるとおり、一般会計実質収支額は 301,210 千円の黒字で、実質赤字比率は発生しないことから、特に指摘すべき事項は無い。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は一般会計、特別会計の実質収支額、企業会計の資金不足・余剰金の合計を標準財政規模で除した率であり、個別に示すと次のとおりである。

会 計 名	平成28年度 実質収支額	比率	平成27年度 実質収支額	比率
一般会計	301,210 千円	3.87 %	357,715 千円	4.54 %
国民健康保険事業特別会計	76,044 千円	0.98 %	42,881 千円	0.54 %
後期高齢者医療事業特別会計	13 千円	0.00 %	209 千円	0.00 %
介護保険事業特別会計	4,372 千円	0.06 %	23,034 千円	0.29 %
会 計 名	平成28年度 資金不足・余剰金	比率	平成27年度 資金不足・余剰金	比率
下水道事業特別会計 (解消可能資金不足額控除後の額)	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
実質収支額	△ 30,592 千円	△ 0.39 %	△ 83,828 千円	△ 1.06 %
港湾事業特別会計	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
病院事業会計	△ 148,358 千円	△ 1.91 %	236,423 千円	3.00 %
水道事業会計	322,385 千円	4.14 %	333,182 千円	4.23 %
合 計	555,666 千円	7.14 %	993,444 千円	12.60 %
標準財政規模 (うち臨財債発行可能額)	7,775,795 千円 (338,150 千円)		7,881,863 千円 (428,280 千円)	

※連結実質赤字比率はプラス数値となった場合、比率は発生しないものとなる。

平成28年度決算における留萌市の赤字会計は、下水道事業特別会計及び病院事業会計であるが、下水道事業特別会計については、経費削減、公的資金借換により 53,236 千円の単年度収支黒字を計上しており、累積収支不足額

は改善されている。

病院事業会計については、経営改善に向け、留萌市立病院改革プランの実行が図られてきたところであるが、今年度においても患者数の減少に伴う入院・外来収益の減少や費用の増大により、単年度での運転資金は384,781千円の減少となり、この結果、148,358千円の資金不足となったところである。

病院事業会計での資金不足の発生にかかわらず、他会計での黒字により、各会計の合計では引き続き連結実質収支額は黒字で連結実質赤字比率は発生しないことから、特に指摘すべき事項はない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は実質的な公債費の財政負担状況を表すもので、3ヵ年の平均比率を出すものである。

3ヵ年の各単年度実質公債費比率は

平成28年度 13.45945%

平成27年度 17.88559%

平成26年度 18.28022%

となっており、3ヵ年平均の実質公債費比率は16.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。さらに、18%を下回っていることから、今年度においても地方債許可団体の要件には該当していない。

今後もより一層適正な管理に努めていただきたい。

④ 将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は86.3%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、特に指摘すべき事項は無い。